

必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も

常用・臨時・パート・アルバイトなどの名称にかかわらず、福島県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金件名		最低賃金額 1時間	効力発生年月日
福島県最低賃金 (下記の5産業を除く全産業)		657円	平成22年10月24日
産業別最低賃金	■非鉄金属製造業	768円	平成22年12月18日
	■電子部品・デバイス・電子回路製造業 ■電気機械器具製造業 ■情報通信機械器具製造業	723円	平成22年12月24日
	■輸送用機械器具製造業	757円	平成22年12月17日
	■計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具・理化学機械器具製造業 ■時計・同部品製造業 ■眼鏡製造業	756円	平成23年 1月26日
	■自動車小売業	753円	平成22年12月 9日

(注) 実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を越える期間ごとに支払われている賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日・深夜割増賃金などに対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(注) 産業別最低賃金の一部に適用除外業種や業務があります。

詳しくは、福島労働局賃金室(☎024-536-4604)または最寄りの労働基準監督署にご照会ください。

戸籍係からのお知らせ

健康福祉課 戸籍係
☎22-2111

住民登録の変更届出には 期限があります

住民登録は、住民の居住関係を公に証明するものであり、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎となるものです。

住所の変更が多くなる時期を迎えています。住民登録に変更が生じた時は、届出期限を厳守していただくことにより、住所等を正確に住民基本台帳に記録することができます。

届出	届出期限
転入届	転入をした日から14日以内
転居届	転居した日から14日以内
転出届	転出予定日の14日前から転出後14日以内
世帯変更届	変更があった日から14日以内

印鑑登録証(カード)の 交付が有料となります

富岡町手数料条例の改正により、平成23年4月1日から、印鑑登録証を交付する際には、1件につき200円の手数料がかかります。

保健センターからのお知らせ

日本脳炎予防接種の積極的勧奨が再開されました

日本脳炎定期予防接種は、昨年4月から3歳になる幼児を対象に積極的勧奨が再開されました。

平成17年5月に積極的勧奨が差し控えられたことにより、第1期(初回接種3回)の接種を終了していない9歳から13歳未満までの方も希望する場合、接種が受けられるようになりました。

また、第1期(3回)の接種を終了した9歳から13歳未満までの方については、第2期(1回)を希望する場合は受けられます。

積極的勧奨の対象とならない、平成19年3月31日までに生まれた7歳6か月未満の方で接種を希望する方も受けられます。

接種を希望する方は、母子健康手帳を持参し、保健センターで予防票の交付を受け、医療機関で個別に接種を受けてください。

7歳6か月から9歳未満のお子様は、定期接種の対象年齢から外れています。9歳になりましたら接種を受けることができます。(全額自費での接種を希望する場合はこの限りではありません。)